

あま市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会(第二回) 議事録

開催日:平成 23 年 11 月 4 日(金)

開催時間:午後 14 時から

場 所:甚目寺庁舎 2階 第一会議室

1. あいさつ	
事務局	<p>本日はお忙しい中、ご参集いただき誠にありがとうございます。前回の委員会より、間が空いてしまったことをお詫び申し上げます。只今より、第2回あま市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会を開会します。</p> <p>本日の委員会は、あま市審議会の開会に関する要綱第3条に基づき公開で開催します。開会にあたりまして委員長よりご挨拶いただきます。</p>
委員長	<p>こんにちは。ご出席いただきありがとうございます。日頃は皆様方に、多大なるご協力いただき心より感謝申し上げます。慎重なご審議を賜りますよう宜しくお願いを申し上げて、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。</p>
委員長	<p>それでは、議題に入ります。</p>
2. 議 題	
(1)あま市障がい者福祉に関するアンケート調査結果報告について	
委員長	<p>ありがとうございました。事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質問等ございましたらお願いします。</p>
委 員	<p>P122 のリハビリについてです。病院が遠い、お金がかかるなどの問題もありますが、医療的なリハビリの期間が短いのです。本人が希望しても、医療機関でOKが出ません。そういったこともあります。</p> <p>医療的なリハビリや、生活の余暇の過ごし方、我々障がい当事者として地域でどのような生活を送れるのかを考えなければなりません。リハビリについては、医療的に圧縮されてきています。単純にリハビリが必要というのとは違うのではないかと思います。</p>
委員長	<p>リハビリの受け入れ態勢が不十分なことについて、色々条件等あるかと思いますが、今後そのことについて素案に盛り込んでいく予定があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>病院のリハビリ期間がかなり短い期間であるとお教えいただきました。このリハビリの設問の項目に、ご回答いただいた方々はおそらく病院だけを想定されていると思います。障がい福祉サービスの事業の中にも、“訓練”があがっていますが、近隣にもサービスを行なう場所も非常に少なく、利用が伸びていないのが現</p>

	<p>状です。機能訓練だけではなく、特に知的の方の生活訓練の場も必要になってくるであろうということで、この設問を設定させていただきました。取り組みについては、医療機関のリハビリとは別で、計画に挙げていければと思っています。</p>
委員	<p>わかりました。医療は期間が限られています。生活訓練を踏まえて、計画を進めたいということですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員	<p>多くの課題が出ています。現状、課題に対してどの程度達成されていると思いますか。</p>
事務局	<p>大変申し訳ありません。達成度までは数値で出しておりません。</p>
委員	<p>正確な数値でなくてかまいません。課題として出されるということは、達成度は100%ではありません。今の評価として、どの程度だとお考えですか。ゼロではないですよ。</p>
事務局	<p>はい。取り組みはしています。</p>
委員	<p>とても良い課題があります（資料3：抽出した課題のまとめ）。これを実行した場合、素晴らしい福祉計画になります。今後どの程度、充足できるかが大事です。</p> <p>行政の力を発揮して、100%まではいかなくても、70、80%まで達成できるのかどうかです。お金と、マンパワーの問題があると思いますが、どのような見通しを立てていますか。</p>
事務局	<p>この後、課題に対応すべき取り組むべき事項（資料4）としてお話をさせていただくところです。</p> <p>福祉計画（3年間）、障がい者計画（6年間）それぞれ計画期間があります。福祉計画は3年間ですが、5年間あれば実現可能であろう取り組みを挙げていきたいので、3年間の福祉計画としては、7割程度が実現可能ではないかと考えています。</p>
委員長	<p>その他、ご意見ありますか。</p>
委員	<p>知的の相談員をしています。本日欠席の委員が以前から言っていることです。</p> <p>コロニー解体が進んでいます。ここ3、4年、地元へ戻りなさいという傾向が強く、相談件数も増えています。今まで通っていた方が、それではどこへ行けば良いのかと聞くと、自分で探さなさいという答えです。何とか頼んでごり押しで通院されている方も多くいます。</p> <p>知的の障がい児（者）の医療サービス、医療行為が必要な人も遠くまで足を運んでいます。緊急時に本当に大変なことになっています。市民病院で医療を受け入れていただけるよう、お願いしたいと思います。</p>
委員長	<p>その他、ご意見ありますか。</p>

委員	<p>この計画の内容はとても素晴らしいです。本当に 70%実現していただけるならば、希望が持てます。</p> <p>その中で、障がい者就労に対しては、どの程度進めていかなければならないというお考えなのでしょうか。</p>
事務局	<p>就労支援については、行政として取り組みにくい部分です。一般就労は、職のご紹介等もハローワークの分野になります。ハローワークはこの地域に 1 つありますが、各市町村と連携が現状十分できていません。</p> <p>今年の 10 月より、障がい者の、一般就労や福祉就労を支援する就労・生活支援センターが津島市にできました。就労だけでなく生活面の支援をしていただけるという組織になっています。ハローワークでは、仕事の紹介をして終わりですが、継続して就業できるように、必要な方には生活面の指導もしていただけます。</p> <p>スタートしたばかりなので、実績はまだ出せませんが、就労・生活支援センターとも連携していきたいです。</p> <p>まずは各機関との連携から模索していきたいと考えています。</p>
委員	<p>センターは事業所を巻き込んでということではないですよ。</p>
事務局	<p>就労・生活支援センターは、独自で事業所運営をするのではなく、各機関との連携を図り、就労に繋げる機関です。連携をする事業所としてお考えいただければと思います。</p>
委員	<p>人権問題では、事業者も巻き込む案が入っています。そのため福祉も事業者に頼むなどご尽力していただけると良いです。センターだけでは、結局自分で仕事を探すことになるのですよね。</p>
事務局	<p>就労先を探すお手伝いも当然いたします。就労後は継続して勤務できるように支援します。</p>
委員	<p>金銭面の支援はないのですよね。国では今無くなっています。いくら支援があっても大変なのです。あま市の条例で予算など考えていないのでしょうか。</p>
事務局	<p>ご質問は賃金の補助ということでしょうか。現状、各個人の方に対する賃金の補助については念頭にありません。</p>
委員	<p>要するに行政は、紹介するだけです。骨組みをつくるけれども肉は付けませんということです。これは従来と一緒です。例えば、事業者に奨励金を出すなどやらなければ具体性がありません。</p> <p>雇ってくださいと言うだけでは、ああそうですかと右から左です。</p>
委員	<p>実際そうなのです。就労を応援していただけるならば、そういったことを具体的に考えていただけないといけません。</p>
委員	<p>リアリティあると思うのです。1人雇うだけでいくら奨励金を出す姿勢でなければいけません。掛け声だけでは進まないと思うの</p>

	<p>です。</p>
委員長	<p>いろいろ意見が出ておりますが、アンケートを実施し、計画をつくるのが策定委員会です。今後、そのような意見も踏まえて、1歩でも前進した取り組みをしていただきたいと思います。財政上の問題もありますので、すぐには無理だと思います。</p> <p>1歩でも前進すれば納得してもらえますが、掛け声だけでは進みません。期待していますので宜しくお願いいたします。その他にご意見ございますか。</p>
委員	<p>P128の災害の対策についてです。これは災害が起きてからの対策ですか。それとも避難所についての対策でしょうか。</p> <p>例えば、今年度、東北で大きな災害がありました。我々は昔から感じていますが、台風が来るとすごく怖いのです。何故かと申しますと、逃げられない。</p> <p>例えばですが、災害時に甚目寺にある、立体駐車場です。車に乗っていただければそのままそこに逃げられるなどの体制を整えていただきたい。東海豪雨の際、旧枇杷島町で、そのような実例があります。立体駐車場に避難して一命を取り留めました。</p> <p>行政と民間がタイアップしていただけないでしょうか。</p>
委員	<p>民生委員です。自分の担当する地域の災害弱者の方々をどのようにして安全に避難できるかという問題です。地図上に、どこにどういう方が住んでいるか、高齢者、独居の高齢者だけではなく身体障がいの方含めて作成しました。</p> <p>地図を作りましたが、実際それを活用できるかと申しますと、それは民生委員だけではとても無理です。地域全体で取り組まなければ出来ません。</p> <p>役場の障がい福祉担当だけでは取り組める問題ではありません。区長などの協力を得て、地域全体をカバーするような組織づくりをしなければ、実際に効力のある体制は出来ません。難しいかもしれませんが、そのように考えています。</p>
委員長	<p>事務局では災害対策に関してどうでしょうか。</p>
事務局	<p>災害対策はご指摘の通り、障がいの担当部局だけで何とかできる問題ではありません。市の関係機関全てにかかってくる問題だと思います。今後も十分に連携をして、その一部として障がい福祉計画の対応として、計画期間内にどういう対応をしていきたいか記述したいと思っています。</p>
委員	<p>障がい者の就労についてです。国や県のガイドラインとして、法定雇用率があると聞いています。従業員のうち、何%の障がい者を雇用しなさいという定めがあると思います。該当する事業所の障がい者の雇用率は現在どの程度でしょうか。</p>

	雇用率が目標とする数値より下回るようであれば、今後どのような助成策を考えていくのか、障がい者福祉という観点から大変重要な課題だと思います。
事務局	大変申し訳ありません。資料が手元にありません。機会を改めてお示しできればと思います。
委員	ガイドラインがあることは認識しているのですか。
事務局	はい。何人以上雇用をしている企業について、何人程度の障がい者雇用をなさいたいということがあるのは認識しています。 しかし、あま市の企業でどのような取り組みがされていて、実際にどの程度達成されているのか、手元に資料がありません。
委員	社会的なひとつの目標でもあります。実態を直視してガイドラインに対しても目標に対しても達成を目指さなくてはなりません。あま市だけではありません。他の行政自身も同じように考えて計画をたてることが重要です。機会があれば、数値と今後の取り組みを示していただきたいです。
委員長	次回の委員会で提示できますか。
事務局	今のご質問ですが、国や県が対応している部分が大きいです。急な質問でうろ覚えなのですが、私の記憶では、県は障がい者の法定雇用率が未達成な事業所を把握していますが、それについて公表、市町村に対するフィードバックはしていないと思います。 直近の状況を確認しておりませんので、また改めて確認して、もしわかるようであればお示しいたします。しかし、問題があつて非公表であれば情報を出すことができません。
委員	数値がオープンに出来ないにしても、計画策定する場合に、根底（ベース）は必要です。数字として公表しなくても良いですが、共通の認識があれば計画そのものが重みを増してくると思います。
事務局	現状をしっかりと把握するのが前提として必要です。またお時間いただきまして調べさせていただきます。
委員長	わかりました。雇用率の件は提示できればお願いいたします。それから現状に対する達成率については、次回お示しいただければと思います。
事務局	はい。数字として出しにくい部分もありますが、何とか数値でお示しするようにします。
委員長	それでは次の議題にうつります。
(2)障がい者福祉に関するヒアリング調査票(案)	
委員長	ありがとうございました。事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質問等ございましたらお願いします。
委員	先ほど説明で、ヒアリング対象者として、発達障がいはありません。

	<p>したが精神が抜けています。団体が無くても、個別で聞き取れないでしょうか。精神疾患は現在すごく多いです。うつ病などもあります。それを考えたときに、精神が抜け落ちているのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>身体と知的の団体を、ヒアリング対象としましたが、精神はデリケートな部分があり、団体として私たちがヒアリングをお願いするところがありません。手帳保持者の方につきましては、先ほど結果をご報告したアンケートでお聞きしています。今回の団体のヒアリングという対応は難しいと思っています。</p>
委員	<p>あま市以外でも計画案の時期です。他市町村でも精神の方にはヒアリングをしていないのでしょうか。</p>
事務局	<p>申し訳ありません。他の市町の取り組みについては把握していません。</p>
委員	<p>今は、精神の方も多いです。情報が行政にあまり入っていないのかと思いますが、あま市の七宝の桂にホームがあります。</p> <p>施設や、手帳を交付されている方のヒアリングは出来ないでしょうか。精神について、意見を伺ってみたいです。わからないことが多いので勉強したいです。難しいのでしょうか。</p>
委員	<p>精神障がい者ですが、海部郡全体では家族会蓮の実会があります。その中に、あま市の家族もいます。</p> <p>七宝のホームは、今年 NPO 法人となり活動支援センターになりましたが、それまでは精神障がい者小規模作業所でした。</p> <p>精神障がい者の支援を中心にやってきた施設です。授産施設も含めて生活支援をやってきた施設です。そういう所はあります。</p>
委員	<p>この資料には、ボランティア団体なども書かれていますが今の説明では1番だけです。ボランティア団体などにもお聞きするのですか。</p>
事務局	<p>ヒアリング調査のお願いで、関係する団体について○をご記入下さいとあります。最初にお話させていただいた身体障がい者福祉協会、心身障がい児（者）保護者会が1番の障がい者団体にあたると思います。発達障がい者の方にもお聞きしますが、回答者がご自身の団体等をどのように認識しているかはわかりませんので、思いつく内容をあげています。そのように捉えていただければと思います。</p>
委員	<p>説明不足だったかもしれません。説明で、障がい者団体と、家族会に調査を行いますと言われましたね。例えば、この相談員に○を付けた場合、身体障がい者の相談員という解釈になるのですか。これは記入方式ですよ。</p>
事務局	<p>はい。事前に配布させていただきます。</p>

委員	何か違うのだよね。
委員	(記入する団体の方がどのように認識しているかわからないことは) 何となくわかります。
委員	分かりました。今の質問は取り消します。
委員長	それでは次の議題へうつります。
(3)抽出した課題のまとめと課題に対応する為の取り組むべき事項	
委員長	ありがとうございました。事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質問等ございましたらお願いします。
委員	<p>タクシー利用助成についてです。昨年、あま市の議会で採択されました。しかし実施されていません。</p> <p>比較するわけではありませんが、名古屋市では、高齢者の市バス・地下鉄の見直しについてニュースになっていました。</p> <p>合併により、あま市は南北の交通手段がありません。是非タクシーをお願いしたいです。私の立場からですが、循環バスが走ると言われても、例えば車椅子を載せていただけますかと言いますと多分無理です。</p> <p>それから、身近な相談窓口と支援体制についてです。まとめで市役所の広報についてあげています。中途障がいの場合、相談支援体制がスタートです。本人の立場になって相談できる体制を整えて欲しいです。</p> <p>現実にあった出来事です。26歳の女性が、今まで民間のアパートの2階で生活していました。しかし突如事故で車椅子生活になりました。住むところがないのです。広報を見てくださいと言っても見られません。行政というより今の医療システムが悪いのです。病院は生活する場ではありません。それはわかっていますが、それでは当事者が今後どこで生活が出来るか考えなくてはなりません。</p> <p>それから、サービスの満足度が高いと伺えるので～とありますが、これは本当に高いのでしょうか。あま市在住の方が、サービスがあってもそれでは不足しているから仕方なく施設で生活していることが現実にあります。満足度が比較的高いのは、障がい程度が軽い方ではないのでしょうか。あま市ではなくても、施設で生活していることがあるということを知って欲しいです。</p>
委員長	満足度は何を対象としたのでしょうか。満足度が高ければ新たな計画は必要ないのでしょうか。
事務局	アンケートの問38で、福祉サービスに満足しているかご質問させていただきました。その回答として資料1、P97に円グラフがあります。実際に福祉サービスを利用されている方は、障がい者の方の1割程度ですので、サービスを利用していない、わからない、

	無回答が多数います。
委員長	分母が小さいのですね。
事務局	はい。およそ 3,700 人の中から、サービスの申請をしている方が 1 割程度です。その中から回答いただいた方となります。比率としてそのような結果が出たためそのように記載しています。
委員長	満足していない人はアンケートの返事も出さないかもしれません。
委員	そうだと思います。
委員長	それは対象にならないと思います。
委員	<p>重度の方がどれだけサービスを使えるかです。名古屋市では、1ヶ月 720 時間使える業者があります。あま市では実際数字までわかりませんが、本当に 24 時間サービスが使えるのでしょうか。</p> <p>自立支援法に触れられていますが、そのことですら利用する立場の人が理解していないことも含まれるのではないかと思います。</p> <p>満足されているのが全て障がいの軽い方だとは言いません。しかし、どうしても重身の方だと不満足になります。家族介護ですよ。家族にはぶつけられません。公的サービスがあっても、父母が容認しないケースもあります。</p>
委員	親が高齢になってきています。支援法が変わって利用料を支払っても、どうしてもお世話になっているという意識があります。そのため満足度にも影響があると思います。人により違いがあると思いますが、お世話になっているという負い目、後ろめたさがあります。
委員長	いろいろご意見がでましたので、意見を参考にして進めていただきたいと思います。次へうつります。
(4) 課題に対応するための取り組むべき事項	
事務局	<p>資料 4 の説明した部分に関しまして、本日欠席の委員から事前にご指摘をいただいておりますので、ご紹介させていただきます。</p> <p>1 点目、権利擁護について、アンケート調査問 12 (調査結果報告書 P40) によれば、親族の主な支援者(介助者)は、「70 歳以上」が 31. 2%、「60 歳以上」が 28. 3%と高齢化が進展しており、遠からず介護が困難となり、障がい者本人の権利擁護の重要性が増すことが予測されます。</p> <p>権利擁護の支柱となるのが、第 1 回策定委員会でも言及しました成年後見制度と考えますが、資料 3 (抽出した課題のまとめ)、資料 4 (課題に対応するための取り組むべき事項) の中で、一言も触れられていません。</p> <p>あま市では、障がい者本人の権利擁護をどのように理解されて</p>

	<p>いるのか、また、今後、この施策をどのように推進されていこうと考えておられるのか、伺いたい。</p> <p>2点目、就労支援について、アンケート調査問20（調査結果報告書P68）によれば、「仕事をしていない」が75.6%、「仕事をしている」が21.8%となっており、一見すると障害者の2割程度しか就労していないように感じられますが、アンケート調査問3（調査結果報告書P4）によれば、障がい者の稼働年齢層（15～64歳）の比率は42.4%であり、二人に一人が就労していることになります。</p> <p>人間は、言うまでもなく、社会的な動物であり、多くの人たちは就労等により社会に何らかの形で貢献したいと考えているものと推測しております。</p> <p>資料4（課題に対応するための取り組むべき事項）1－「(4)就労への支援」の具体策として、ハローワーク、障害者就労・生活支援センターとの連携等が謳われておりますが、これらの施策の確実な推進を要望します。</p> <p>3点目、相談支援事業所、相談支援専門員について、アンケート調査問34（調査結果報告書P95）によれば、相談相手は「家族」が64.7%、「親族」が25.0%と家族・親族の比率が非常に高く、障害者自立支援制度の中核をなす「障がい相談支援事業所の職員」はわずか3.2%です。</p> <p>また、問35（調査結果報告書P95）によれば、福祉サービス利用の相談相手は、福祉制度の余り詳しくないと思料される「家族」が40.0%、「親族」が11.6%と過半を占め、「障がい相談支援事業所の職員」は3.3%に留まっています。</p> <p>このアンケート結果は、障害者自立支援法において、福祉サービスの利用、関係機関との調整等について重要な役割を果たすことが期待されている相談支援事業所・相談支援専門員の役割等が周知されていないことの証左と考えられます。</p> <p>資料4（課題に対応するための取り組むべき事項）1－(1)相談支援体制の充実が記載されておりますが、この施策推進の前提として、障がい者及びその家族への相談支援事業所・相談支援専門員の役割・利用方法等の周知があると考えます。</p> <p>以上、3点のご指摘をいただいております。</p>
委員長	それに対する事務局の回答をお願いします。
事務局	1点目の権利擁護について、資料4の課題に対応するための取り組むべき事項に記載がございません。また、権利擁護の主な取り組みとして、地域生活支援事業における成年後見制度利用支援事業が平成24年度から必須事業化されることを考えまして、(11)

	<p>障がい理解を深める取り組みの中に権利擁護の追加を考えています。具体的な取り組みにつきましては、検討中ですが成年後見制度利用支援事業費の平成 24 年度予算への計上と、現在、海部東部広域障害者自立支援協議会において、成年後見に関するアンケート調査を実施しております。その結果を見て効果的な制度周知等について自立支援協議会と連携をして行ないたいと考えています。</p> <p>2 点目の就労支援について、事務局としても重要な課題として捉えております。ハローワーク、障害者就労・生活支援センター等の連携について具体的な取り組みを計画に明記したいと思っています。</p> <p>3 点目、相談支援事業所、相談支援専門員について、こちらも重要な課題です。(1) 相談支援体制の充実で、相談者及びその家族への相談支援事業所、相談支援専門員の役割、利用方法の周知について具体的な取り組みを計画に明記したいと思っています。</p> <p>以上です。</p>
委員長	ありがとうございました。それでは次回の予定について事務局よりご連絡願います。
事務局	次回委員会は、12 月 16 日（金）13：30 開催予定です。宜しくお願ひいたします。
委員長	長時間にわたるご審議ありがとうございました。次回時間が 30 分早くなりますがよろしくお願ひ申し上げます。